

01 はじめに

- ・ 薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業関係の以下の申請について、みやぎ電子申請サービス（LoGoフォーム）によるオンライン申請が可能です。
- ・ 手数料の支払いは、**クレジットカード決済・PayPay決済のみが可能です**。※ 現金等その他支払い方法は不可。

申請フォーム名	申請フォームの内容	手数料
①薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	薬局製造販売医薬品製造販売業許可を新規申請する場合のフォームです。	7,000円
②薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請	薬局製造販売医薬品製造販売業許可を更新申請する場合のフォームです。	4,000円
③薬局製造販売医薬品製造業許可申請	薬局製造販売医薬品製造業許可を新規申請する場合のフォームです。	11,000円
④薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請	薬局製造販売医薬品製造業許可を更新申請する場合のフォームです。	5,600円
⑤薬局製造販売医薬品製造販売承認申請	薬局製造販売医薬品を製造販売するための品目の承認を得る場合に申請するフォームです。	1品目あたり90円
⑥薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請	薬局製造販売医薬品を製造販売するための品目の一部変更承認を得る場合に申請するフォームです。	1品目あたり90円
⑦許可証の書換え交付申請	薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業許可証の書換え交付を希望する場合のフォームです。	2,000円
⑧許可証の再交付申請	薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業許可証を破損・汚損・紛失し、再交付を希望する場合のフォームです。	2,900円
⑨変更届（薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業変更届）	変更事項を届け出る場合のフォームです。	0円
⑩廃止・休止・再開届	薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業を廃止・休止・再開し届け出る場合のフォームです。	0円

※ ②④は有効期間満了の1か月前までに行ってください。有効期間を1日でも過ぎると無許可営業となります。

※ ⑨⑩は事由の発生から30日以内に申請が必要です。

期限を超過した場合は、申請と併せて遅延理由書の提出が必要となります。

- ・ **薬局の所在する市町村によって、申請先が異なります**。下記一覧を確認し、該当する申請先のフォームより手続きを行ってください。

※ **仙台市内については仙台市保健所が管轄となります**。宮城県の申請フォームからは申請できませんので、**仙台市ホームページをご確認ください**。

申請先保健所等	連絡先	管轄する市町村
仙南保健所獣疫薬事班	0224-53-3119	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所食品薬事班	022-363-5505	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	0223-22-6294	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
塩釜保健所黒川支所食品薬事班	022-358-1111	富谷市、大和町、大郷町、大衡村
大崎保健所獣疫薬事班	0229-87-8001	大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町
大崎保健所栗原支所食品薬事班	0228-22-2115	栗原市
石巻保健所獣疫薬事班	0225-95-1475	石巻市、東松島市、女川町
石巻保健所登米支所食品薬事班	0220-22-6120	登米市
気仙沼保健所食品薬事班	0226-22-6615	気仙沼市、南三陸町